

議事日程（第7号）

平成25年3月18日（月）午後1時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 新関善三君	9番 菅野正彦君
10番 黒沢敏雄君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	佐藤賢助君	原子力災害対策課長	沢口進君
産業課長	沢井一雄君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

町長提案要旨の説明

議案第43号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）（審議採決）

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 申し上げます。

本日は、本来であれば予算審査特別委員会の予定でありましたが、議事の都合により、これから特に会議を開きます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 (午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで、本日の議事日程について、議会運営委員長より報告願います。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） それでは、私のほうから3月15日、議会運営委員会を開催いたしました。その結果について報告をいたします。

当局から、議案第43号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）の提案がありました。したがって、本日は、これより会議録署名議員の指名に引き続き、町長から提案要旨の説明を受け、議案第43号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）を審議することといたしました。そのようなことでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告のありました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、報告のとおりとすることに決定いたしました。

本日の議事日程については、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 菅野正彦君、10番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 実はですね、先だって3月15日の日に開かれた議会、この議会では、議事日程については、何らふれられないままに議会が進められたと私は確認しているんですよ。その結果として、私のところには議事日程も配付されない、また、町当局からの議案の撤回請求についての文書も配付されないまま議会が進められたという経緯があるんですね。議事日程というのは、どういうものかと言えば、言ってみれば、川俣町会議規則の第21条で、議長は、会議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して、配付に代えることができるというこ

とになっているんですが、この手続きが取られないまま会議が進められたということになるんですね。例えば私ども議員必携で書かれているんですが、議事日程とはどういうものかと言えば、議事日程とは、本会議の日ごとに議長が作成するもので、その日ごとの会議に付議する事件と、その順序等を記載したものである。本来、議事日程のないところに会議なしと言われていたんですね。ところが、議事日程が配付されないまま進められたり、議事日程の配付の提案もないまま議会が進められるということは、これはあってはならないことなんですね。なんか私はね、最近ひがみ根性が多いのかどうか分かりませんが、会議の進め方について非常に公平主導の原則が侵されているのではないかというふうな気がしてしょうがないんですね。率直に言えば、佐藤議長になってからですよ。例えば総務常任委員会の招集通知が隣の家のポストに私の配付されていたりですね、そういうことが起こってくるんですよ。そして、議事日程が私の分だけ配付されない。公平主導の原則というのは言ってみますと、議会の議員のほうに関する原則であると。議長のあり方に関する原則である。議員の中から選挙される議会の議長は、特定グループ等から推され競争することが多い。選挙が終わって議長の当選が確定したら、議会全体の議長である。したがって、議長の立場は、基本的にはあくまでも中立的なものでなければならぬ。そして、議長は、その職務遂行にあたって、常に冷静に、しかも公平に裁かなければならないということが、わざわざ議員必携の中に記されているんですね。ところが、そういう事実が次々と起こってくるとね、これ公平原則が守られていないのではないかというふうに考えざるを得なくなるんですね。そういう点で、この議会の開催、いわゆる15日の議会の開催は、正常なものだったのかどうなのか。また、その不祥事が起こったことに対して、どういう対応を取ろうとしているのか。これは議会の場で、やっぱり議長に質しておかなければならないと思うわけですので、私は、この議会運営の根本問題ですので、あえて議会の中で提起いたしました。どうしても今すぐ答えられないというのであれば、後でも結構ですから、是非議会の場で公平な議会運営を進めるための施策としてご報告お願いしたいと思うんです。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、遠藤宗弘議員から今のようなご指摘がありました。それで今、この会議をこのまま順調に進めていきたいと思っておりますので、ただいまの件については、後日回答するというところでご了承願いたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、進めます。

日程第2、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） それでは、私のほうから議案の再提案についての説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

去る3月15日、議案第26号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）の撤回を認めていただきましたので、改めまして議案第43号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）について、提案をいたします。なお、この間、再提

案に至りましたことについて、心からお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。それでは、補正予算について申し上げます。

補正予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ6,688万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253億7,495万7,000円とするものであります。主な歳入につきましては、地方消費税交付金723万8,000円、普通交付税及び震災復興特別交付税2億3,260万2,000円の増額。繰入金3,806万6,000円、町債7,420万円の減額でございます。主な歳出につきましては、放射線量低減対策特別整備緊急事業費など、物件費で5,646万3,000円の減額。扶助費につきましては、子ども手当支給事業費などの減額により244万7,000円の減額となり、また、補助費等につきましては、災害派遣職員負担金などの減額により、総額で2,870万5,000円の減額となっております。また、普通建設事業費で総額173万2,000円の減額などとなっております。詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第3、議案第43号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第43号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 6点お伺いをいたしますが、まず、第1点は、本議案は、3月議会に当初提案をされまして、その後訂正をされまして、そして撤回をして再提案とこうなったわけではありますが、今般の補正予算に明らかなように、議会で本会議で指摘をしなかったらば、震災復興特別交付税かな2億2,629万3,000円ね、これは未計上だったわけですね。これはこのような事態にならなかつたならば、どのように処理をなさろうという取り扱いの予定だったのか、まずはお知らせをいただきたいと、こう思います。

それから2点目は、震災復興特別交付税につきましては、先の全員協議会におきまして、総務省省令第36号、24年4月5日付けのものに基づいてやっているんだと、こういうことですが、この震災復興特別交付税、この省令によれば、第1条第2項にですね、第1号から第30号まできめ細かにいろんなことが載っているわけでありましてけれども、これらの内容については、町長はもちろんでありますけれども、全庁職員が十分にこの周知徹底をされてですね、この1年間事業執行、あるいは予算の計上に当たってきたのかお知らせをいただきたいと、こう思います。

3点目は、この省令の中身を見ますと、東日本大震災とこう言ったりですね、原

発事故とこう言ったりしているところがあるわけですね。したがって、市町村、特に川俣町については、原発事故もあれば地震の被害もあるわけでありましたが、この東日本大震災と言った場合の条文においてはですね、原発事故も含まれてその対策費用等について措置をされるものなのかどうかお伺いしておきたいと思えます。

それから第4点目は、これら震災復興特別交付税と国から交付をされております、あるいは県から交付をされました復興基金、この震災復興特別交付税の対象経費と復興基金が充当されるべき対象経費との区別はあるのかどうか、その辺お知らせをいただきたい。

それから5点目は、震災復興交付税のうち、3月交付分見込額の中でいただいた資料によれば、平成23年度過大過小分として5,899万円が減額になっているわけでありましたが、23年度において申請した総額と確定した金額、更に何がこの増減になったのか明示をいただきたいと思えます。

それから最後の質問であります、9月交付分で震災復興特別ですね1億1,950万3,000円が9月の段階で交付をされたわけでありましてね。その後、9月議会には間に合わないとしても、12月議会には十分に間に合ったわけでありましてよ。その1億1,950万3,000円が12月議会に提案されなかった、補正予算に計上されなかった理由は何なのか、何か意図があるのかお聞きをしたいと思います。以上、6点です。

○議長（佐藤喜三郎君） 古川町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問のうちの2番目ではありますが、町長は、この予算審議にこの内容で当たったのかという質問ではありますが、震災復興特別交付金の額の算定につきましては、町のほうの取り組みと、また、事業は総務大臣が調査した額ということでの国の使途についていろいろと検討を加えてきた経緯については、私もそのことについては理解をしているつもりであります。今回、使い道についていろいろとご指摘をいただいたわけでありましてけれども、前にも申し上げましたが、予算はとにかく見込めるものはとにかく見込めるんだというようなことについての予算編成の基本方針、これはしっかりと守っていく、そんな考えの下にやってきた経過についても、ご理解をいただければと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、まず、今回の歳入の関係ですね、震災特別交付税の歳入の関係、今回計上しなかったらいつということでございますが、3月末の専決処分での処理ということで考えておりました。

また、この省令の中で、東日本大震災と原発事故の関係というふうになっているということでございますが、東日本大震災の中には地震と津波と原発事故と、原発事故も含まれております。

あと、震災復興関係の事業と特別交付税関係の事業の考え方でございますが、まず、震災の関係の復興事業のほうに該当するものは、そちらのほうに申請をして、

その補助がすべて出ないとすれば補助残分を起債なり、震災復興特別交付税の中での対応ということで申請をするように考えております。

あと、23年度分の増減の関係の最初の申請額等につきましては、申し訳ございませんが、調べてからお答えしたいと思います。

あと、9月で交付された震災復興特別交付税を12月議会に計上されなかった理由というのは、これは本当に大変申し訳ございませんでしたが、交付された翌月に交付するものと考えておりますので、今後はそのようなことがないように注意したいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁漏れも含めて、今、調べないと答弁できないんでしょう。どのぐらい時間かかるの。15分ぐらいほしいの。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁のために整理が必要だということでございますので、暫時休議したいと思います。15分ぐらいの予定だそうです。

（午後1時36分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後2時11分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの質問で答弁漏れと、また、質問内容と違った答弁をした部分について申し上げます。

まず、震災特交での措置について、全庁に周知をしているかということでしたが、周知はいたしてましたが、私のほうからきちっと徹底していたとまでは至りませんでした。

あと、震災復興特交と町で県からの基金を繰り入れて造成した復興基金との関係につきましては、震災復興特交のほうで対応できるような方向で進めてはおりますが、今後ともそのように進めてまいりたいと考えております。

また、もう1つ、23年度の震災復興特交の申請分というか、調査に対する回答分でございますが、23年度の申請分としましては3億6,980万円で申請しましたが、交付されたのが3億7,767万1,000円でしたが、その差額につきましては国の省庁の方で直接調査したものを追加したということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まだ答弁違うところあるんですけど、もう1回言いますから、よく答弁してください。

震災復興特別交付税と復興基金とありますよね。で、震災復興特別交付税については、全員協議会でいただいたこのピラにですね、第1条第2号に1から30までいろいろ載っているわけですよ。こういうものを認めますよということを載っているわけですよ。そのことと復興基金との対象経費、復興基金だって何に使っても良

いというわけではないでしょう、これまでの答弁から言えば私が聞いている限りは、そう受け止めているわけ。だから、震災復興特別交付税で充当される事業、対象経費と、復興基金で使っても良いよと言われている事業、対象経費というのをこれらの区分はどうなっていますかということ私は先ほどお聞きしたの。だから、そのことを明確に教えてください。

それから町長ね、この省令って4月5日のこれ、よく読んだことたぶんないんだと思うんですよね。頷いているからそうだと思うんですが、そこで、第1条の第2号の第12項、第2項第12号か、第12号に、ちょっと読みますよ。国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係わる平成24年度の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法第5条第4項の規定により、地方債をもってその財源とすることができる額のうち、震災復興特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額。このことを企画財政課長は、簡単に起債で認められたものは、今回の補正予算の提案がそうですよね。起債で見込んでいたんだけど、国がOKと言いましたと、この起債は。だから、その額については、震災復興特別交付税で起こしますから、起債から落としてくださいと、こういうことになっているわけですね。逆な言い方をすれば、どんどんどんどん起債事業を必要なものはやるべきものいっぱい残してやっていないわけだから、復興計画に書かれている事業だってほとんど手を付けていないわけですよ、ハードの部分は。ですから、そういったものをどんどん挙げて行って、県と国と協議をなさって起債を認めますということになれば、全部震災復興特別交付税になるわけじゃないですか、この規定によれば。そういうことを町長承知でこの24年度の当初予算、あるいは6月、9月、12月と今回の補正と25年度当初予算とあるわけだけど、町長はそういうことを承知のうえで、この予算査定をなさって、今回の3月の補正予算を計上なさっているのかなということを確認をしたいんですよ。というのは、これ財源ですよ。簡単に言えば、1億円黙って浮いているわけですよ。全部で2億2,000何百万と書かれていますけど、起債で認められたのは9,000万円こう振り替えている部分ありますから、1億円は実質浮いているはずですよ、これ。1億円浮いていれば、いろんな事業できるわけじゃないですか。それをただ財源振り分けをしているだけの話であって、何ら町民にとってですよ、有利になるように、町民の住民福祉が、あるいは災害対策が進むような3月の補正予算の提案になってないわけじゃないですか。1億円財源新たに見つかったんだから、その分この事業をやりますというふうに提案なさるのが筋だと思います。繰越明許は64億も提案なさっているんだから、あと1億円繰越明許で持っていったって事業は進んだほうが良いに決まっていますよ、町民の方々から見れば。我々議会もそう思います。私もそう思います。なんでそういう措置をなさらないのか。要はこの12号のことを町長が私は分からないのではないかとと思っているんですよ。分からないから、そういう予算措置をしようと思わない。そのことに間違いはないかどうか、町長ね。そういうことを承知のうえでやっているのかどうか。

それから、それに絡むんですけど、町長も認めてはいるわけですが、予算というのは常にあらゆる財源を補足してやりなさいと、こう言っているわけですね。一方では、財政法上は、最小の経費で最大の効果を挙げるようにやりなさいとこう言っているわけです。最小の経費ってなんだと言ったら、当然、絶対的に10円使って100円の仕事をやるのか、5円使って100円の仕事をやるのかというのもこれもありますけれども、町の経営を考えれば、ほかに特定財源なり確保できるという見込みがあれば、その財源を最大限に活用して、町の財政支出を一般財源の支出を抑えて、国や県のそういった特定財源を活用して事業の成果を上げるというのが当然だと思うんですけど、そういった原則からも外れているのではないかと思うんですよ、この予算というのは。だって、片方で認めますよとこう持っているのに、ただ財源を振り替えただけで、財調が1億円増えましたという話しているわけですよ、8億7,000万円から15億円になりましたということは、1億3,000円満から増えたというだけの話ですよ。なんにもプラスになっていないわけですよ。その辺は町長はいかなるお考えで、いつも予算というものを作っているのか。私が言ったこの12号ね、12号をよく承知をしたうえでこの提案をなさっているのか。そして、いつも言っているあらゆる状況、財源を補足して、最小で最大の効果を挙げるという原則にこの補正予算が成り立っているのかどうか、町長の明確なご答弁をお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから、9月交付分と今回の2億2,600万円の財源が明らかになったことで、3月の専決処分でやるきをしましたということなんですけど、これまで私も再三にわたって予算というものは適正に川俣町の財政状況を把握したものを出すべきだと、こういうことをずっと言っているわけですよ、私。そのようにやりますということを何回も答弁しているわけ町長もね。ですが、2億2,600万円もの金を隠しておいて、専決補正でやりますということが、本当にその首長として、町民に対して責任ある財政の執行体制なのかどうか私は疑問があるんですね。だから、専決処分であれば良いんだという発想たる根拠はどこにあるのかお聞きをします。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） まず、1点であります、財源については最小の経費で最大の効果を挙げるんだということについては、他の財源があればですね、それをとにかく最大限活用して効果を挙げていくということに通じることでありますので、私も同じ考えであります。また、今、指摘ありました昨年4月5日、総務省令で36項目出されております件でございますけれども、地方債が認められれば、こっちで使えるんだということについての深い理解も私も少し入っていない部分もありましたので、今後、こういったことについてもしっかりと把握をして、この財源を有効に活用して、今、議員がお質しのように町民の福祉の向上につながるものもしっかりとやっていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で震災復興特交の関係と復興基金のどういうふうにも使用しても良いのかということの関係でございますが、復興特交については、東日本大震災からの復旧、復興事業の地方負担分の負担ということがございまして、また、復興基金につきましては、確かにこれ同じような内容でございますけれども、復興に向けて地域の実情に応じて住民生活の安定やコミュニティの再生に向けた振興とか雇用維持などの事業ということで、復興基金につきましては、対象外経費としては除染事業とか義援金等の現金支給とか、人件費、交際費、庁舎管理費が対象外経費となっておりますので、こちらの重複する事業の目的はございますが、できるだけこの復興特交のほうに申請をして、そちらのほうで対応すべきというふうに考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ね、だから私は、その考え方に立ったときに、この3月補正予算というのは、本当にそういった原理原則に成り立った予算ですかということをお聞きを古川町長に私はお聞きをしているんですよ。もっと工夫があったんじゃないかと、再提案なさるんであればね。その提案するときには2億2,600万円財源あったということを町長知らなかったわけでしょう。今回、提案している2億2,600万円の震災復興特別交付税というものが見込まれる、あるいは1億円はもう既に交付されていると、そのことを知らなくて、最初の議案第26号を提案なさったわけでしょう。ですから、それが分かって今回、撤回して再提案なさっているんですから、あらゆる状況を補足してというのができたわけですよ、2億2,600万円財源あったと。けれども、その次のじゃ最小で最大の効果を上げましょうといったときに、じゃ、そういうふうな予算組み立てになっていますかと、積み残された課題がいっぱいあるにもかかわらず、せっかく再提案なさっているのに、何ら新しい事業は出てきていないわけでしょう。そして、財源充当の話も財政調整基金の繰り入れをやめて、あるいは起債をやめて単に震災復興特別交付税にすり替えましたというだけの話じゃないですか。だから、その2つの原則をきっちり反映した予算になっていますかということをお聞きを町長に私はお聞きをしているわけで、明確にご答弁をいただきたいと思います。

それからですね、財政課長、いろいろ今言ったけど、いいですか、この省令ね私今日初めてもらったんですけど、これもずうっとこの間、議会で言われている話であります、あなたが配った5ページの第14号にはね、次に掲げる地方公共団体の区分に応じてそれぞれ次に定める額ということでですよ、これは県の場合だということなんですけど、次の15条で市町村についても13号の口によって算定したと。要はこういうことを言っているんだと私は思うんですけども、例えばこの項目を見ると、罹災世帯数当たりね、これ県の言い分だけ、これの0.5掛ける0.2を掛けた額が市町村だと言っているわけでしょう。罹災世帯数掛けて4万1,600円だと、農作物被害面積はヘクタール当たり3,100円だと、死者及び行方不明者の数は

8万7千500円だと、障がい者の数は4万3千750円だと、その下にロというのがあって、今度は市町村のほうは罹災世帯数は6万9千000円、全壊家屋の戸数は4万1千000円、半壊家屋の戸数は2万3千900円、全壊家屋数及び半壊家屋の戸数については3万2千500円。それから浸水家屋は該当しないとしても、農作物被害面積ヘクタール当たり6千700円ですと。障がい者の数4万3千750円とこう載っているわけですよ。これらの基礎的な数字に基づいて、この申請、総務大臣が調査をして、たぶん調査をして回答したんだと思うんですよ。そうすると、再三にわたって議会では、被害の状況をしっかり把握しなさいということを書いてきたわけでありましたが、これら罹災世帯数から始まってですよ、障がい者の数まで、いくらの人数でじゃ川俣町は出して先ほどの数字になったのかお伺いをしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまご指摘ありましたように、今般2億2,000万円のお金が出ているということではありますが、補正予算で先程来、課長が答弁しておりますので、私もこの新年度の補正の中の早い時期に今般の財源等も使って復興に資する予算を組ませていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で罹災世帯数とか障がい者の数とかの具体的な数につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調査のうえ、ご答弁申し上げたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者にお伺いしますが、これは後日の提出でよろしいでしょうか。

○2番（高橋道弘君） あのですね、要は2億2,600万円の根拠は、今回はこの表で配った分なんだろうと思うんですけど、ただ、これでもお金がもらえるんですよ、たぶん、違いますか。だって算式まで書かれているんだから。だから、この分は川俣町が申請していないというんだら後日でも構わないんですけど、今度の予算にこのことも計算して入っているんだとすれば、当然にして把握をなさって、調査をして、総務大臣から、はい、この分ですよと言われたはずですよ。あるいは今、調査して回答中だったら、その数字は分かっているんじゃないだろうと思うんですよ。私事務執ってないから分かりませんが、だから、うんと調べなくては分からないという何か理由があれば後日でも結構ですけど、私は総務大臣には回答したと思ってますから、これは総務大臣が調査をしてと書かれているんだよね、みんなね。総務大臣が調査した額とこう書かれているんだよ、みんなね。だから、総務大臣がこういうことどうなんですか、川俣町さんはどう照会きて、それに数字書き込んで出しているわけでしょう。だとすれば、すぐに分かるんじゃないんですか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。

（午後2時31分）

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後 2 時 5 6 分）

◇ ◇ ◇  
○議長（佐藤喜三郎君） それでは 2 番議員の質問に対する答弁漏れをお願いします。  
企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの質問にお答えできなかったこの被災に係る基礎的な数字の関係でございますが、まず、町のほうで県のほうの災害対策本部のほうからの調査ございまして、それを定期的に行ってまして、それに基づいて国のほうが省令に基づいて総務省のほうで算定をしているということでございます。それで、その世帯数でございますが、まず、罹災世帯数が 5 8 戸、全壊が 2 8 戸、半壊が 3 0 戸、その他につきましては該当がないということでございます。  
以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） そのほか質疑ありませんか。菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 私あんまり長く議会いたことないものですから、分からないからお尋ねしますが、商工会の使途不明金の話が出ましたよね。町としては運営資金等出しているはずなんですけど、具体的には私のほうには具体的にどういう処理、どういう報告があったのかどうか。それとも制度上、そういうことを求めることができないのかどうかお聞きをしておきます。予算関連なんで。

○議長（佐藤喜三郎君） 6 番議員に、この補正予算の何に関係していると思いますか。

○6 番（菅野清一君） 1 回目だから、そのまま。

○議長（佐藤喜三郎君） これはちょっとこの補正予算にはちょっとそぐわないと思いますので。菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） だから、その説明がないから、それはそのままでも何の問題もないということで解釈して良いんでしょう、そうしたら。減額しているわけでもない。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局でなんか答弁ありますか、これに関して。この質問に対しては、特別補正予算にはないと思うんですが、町として今の質問に対して、何か答弁することがありましたらば。副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問にご答弁いたします。

新聞等でそういう情報はありますが、現時点のところ、まだ、詳細は不明ですので、まだ未確定というようなことでございますので、特に町政等に関係するものではございません。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 何もなくて済まされる話しではないと思うんですよ、現実的に。制度上、法律上どうなっているか分かりませんが、後日あらためて文書なり出してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問に答弁いたします。

現在、商工会のほうで確認しているところであると考えておりますので、その内

容が分かれば町のほうで検討していきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 1つは、ページ数で言うと29ページになりますか、被災児童生徒支援事業費が200万円近く減額されているんですが、これは避難児童に対するものだと思うんですが、この避難児童の数が少なくなったということなのかどうなのか、この減額の理由についてお尋ねしたいと思います。

それとあとは31ページに、放課後子ども教室推進事業費が340万円ぐらい減額されているんですが、これはなぜこれ減額になったのか。放課後子ども教室が開かれなかったとかなんかというふうなことがあるのかどうなのか、この辺ちょっと質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） まず、はじめに、ご質問の29ページ、避難児童生徒等支援事業費の減額に対するご質問でございますが、この事業につきましては、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難となった被災児童生徒に対する就学援助事業でございます。該当児童につきましては、山木屋小中学校児童生徒、また、被災地からの川俣町への区域外就学児童生徒も対象となるものでございまして、当初小学生100名、中学生38名、計138名を計上してございましたが、実績見込みで小学生65名、中学生35名、計100名の実績見込みとなりましたので、減額をさせていただくものでございます。

続きまして、31ページの放課後子ども教室推進事業でございますが、この事業につきましては、地域の方々の協力をいただきながら、小学校や地区公民館におきまして、児童の健全な育成を図る居場所づくりということで開催しておりましたが、当初24年度につきましては、当初7教室を予定いたしまして、福田、富田、福沢、小島、飯坂につきましては、24年の4月から開校したところでございますが、川俣南小学校における楽しい教室につきましては、東日本大震災による原発事故により山木屋小中学校が南小学校におきまして避難移設して授業を行っていることもございまして、教室確保が困難となってございました。また、川俣小学校での開催につきましては、震災により中庭等の除染作業や教室の補修等により教室の確保が困難となり、更に安全管理員等の体制が整いませんでしたので、24年度におきましては、7教室予定から5教室実施となったためにスタッフ等の報酬を減額させていただくものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この放課後子ども教室推進事業が、いわゆる今まで続けてきたものが教室の確保が困難になったということで、比較的人数の多い場所ですよね、川俣小学校、南小学校というのが。そこでの教室の確保が難しくなったとか、あと放射線との関係ということで難しくなるとなると、じゃ、学校が不安全だから、家で、外で遊んでいなさいということになっちゃうんでないかと思うんですよね。ところがそう考えれば、学校は比較的優先的に除染事業をやったにもかかわらず、

まだ川俣小学校、南小学校区域の地域というのは、全然除染は進んでいないんですよ。そこに放り出すという形になると、かえって逆なんじゃないか。安全確保ができないからやらないということよりも、むしろそういう危険性があるからこそ、開かなくちゃならないんじゃないかと思うんですが、それらについてはどういうふうになさって中止ということを決めたんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほど次長からも説明をいたさせたわけでありまして、ご承知のとおり山木屋地区は南小学校に教室を移転してということで、当初何らかの方法で開催できないかということで中央公民館を考えておったんですけれども、ここはこういう状況でできないと。じゃ、川俣小学校の1教室でも開設できないかということで、学校の校長、教頭とも十分相談したんでありますが、これもなかなか開設が難しいということでですね、わいわいクラブ等に加入してですね、そこで活動するようというプリントは出したんでありますが、誠に申し訳なかったんですが、会場が取れずに今年度はこのような状況になりました。しかしながら、平成25年度につきましては、南小学校の山木屋の中学生が、川俣中学校のほうに移りますので、南小学校等については、開催できるというふうに見込んで予算計上をさせていただきました。また、川俣小学校等におきましても、工事がすべて終了いたしておりますので、申し訳ありませんが、本年度開催ということでご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この町の取り組みの姿勢の問題がやっぱりここに歴然と現れていると思うんですね。だから今、震災復興交付税やなんかで対応するという事になっているわけですから、必要ならば学校敷地の中に例えばプレハブの教室を設けて、それで行うということぐらいのことは、これは取り組みの姿勢さえあればできるんだと思うんですね。確かに教育委員会としては金がないから、財政当局が出してくれないとできないというのは、それは分かります。けども、そういう取り組み、積極的な子どもを放射線から守ろうとするならば、そういう取り組みだってやろうとすればできたはずなんですよね。だから、この公民館ではこれはとても役場が入っているからできない。公民館せっかくこれはこの補正に該当しないと言われるかもしれないけども、結局公民館、今、町民の方が使えないからなんとかしてくれという声いっぱい挙がっているんですよ。だから、せっかく税務課でプレハブ造ったんだから、あれわざわざ申告終わったからといって取り壊す必要がないんじゃないかと。ちゃんとそういう震災対策交付金やなんかで対応して、あのプレハブだって残したらいいだろうと言え、これはもうできませんということで、明日だけ取り壊すということになっているわけでしょう。だから、町民の切実な声やなんかに応える姿勢が全然ないから、いろんな問題で矛盾が起こってくるんですよ。それで、財政問題とすれば、いくらでも財政は国や県に対して請求する要素がいつ

ばいあっても、そういうものに応えないという、これやはり姿勢の問題だと思うんですが。そういう点は、どういうふうに考えておられるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は誰ですか。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの財政の考え方でございますけれども、復興事業といろんな災害対策補助事業等ありますけれども、そういった事業等については十分に活用しながら、今後、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今の姿勢の話なんですけど、山木屋の中学生が今度川中に行くんですけど、その移動の手段が、聞くところによると親たちの車を集めてきてくださいという話しになっていますが、これ今の話と同じなんですよ。基本的な姿勢として東電の事故によってなったことなわけですから、これに教育委員会が出すのもおかしい話だし、仮に父兄に負担させると、地方財政法27条の4項、住民負担転換禁止行為というのがあるわけですね、厳密に言えば。だから、その辺はどういうふうに考えているんですか。例えば業者をお願いして後は東電に請求するなり、交付金を使うなり、もっときめ細かな対応とっておきながら自分らでやりなさいという話しになっているわけです。そしたら断れないですよ親は、現実的に。それを含めてどういう姿勢で臨むのか。たぶん父兄の中にもおかしいと思っている人はいるんですよ。明らかに違反ですよ。答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、被災者の支援事業等もございますので、そういった事業等に十分活用されるような方向での検討等を進めながら考えてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。教育長。

○教育長（神田 紀君） 教育委員会も関係ございますので、菅野清一議員のご質問に若干補足をさせていただきたいと思っております。

ただいまご質問の中で、山木屋中学校がこの度4月1日より川俣中学校に移転する際のバス通の問題、これが保護者から非常に不信を持たれているという、そういうお話を今、伺ったところでありますが、このバス輸送につきましては、確かにどのようにしてくれるんだという、そういう要望、希望等が教育委員会に寄せられました。したがって、それを受け、学校長を通しましてPTAと十分に通学路のあり方等、どのような希望があるのか集約してくれということでお願いしておいたところ、2月の末にPTAの役員の方もお見えになりまして、希望を教育委員会のほうに提出されました。それによって教育委員会は、町当局と相談しながらスクールバスの運行については、保護者の希望どおりに運行するというので、PTAともども理解をいただいたところであります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。  
これから議案第43号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。  
本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 菅野正彦

同 署名議員 黒沢敏雄